

注記(全体会計)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得価額

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①市場価格のない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①個別法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～20 年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去 3 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を退職手当引当金として計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円

以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手元現金及び要求払預金)及び現金同等物(越生町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

③消費税等の会計処理

税込形式によっています。

ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

該当なし。

4 偶発債務

該当なし。

5 追加情報

(1)全体財務書類の対象範囲

一般会計

越生町、毛呂山町外 4 組合公平委員会特別会計

農業集落排水事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

(2)出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間におけるにおける現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3)表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。